

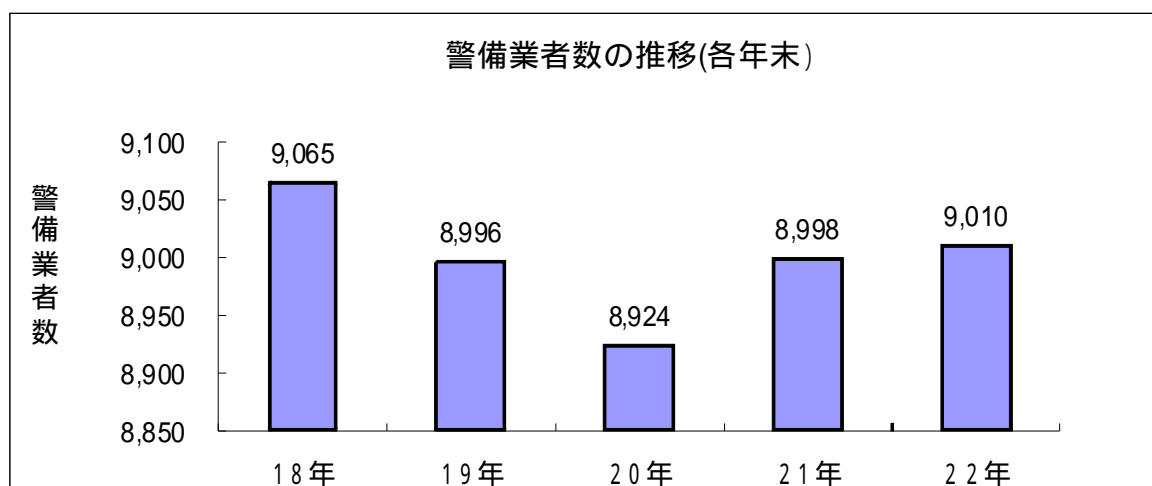
平成 2 2 年における
警 備 業 の 概 況

警察庁生活安全局生活安全企画課

1 警備業者等の状況

(1) 警備業者の状況

警備業者（4条業者）は、平成22年12月末現在、9,010業者で、前年より12業者（0.1%）増加しており、昭和47年11月の警備業法施行当時（775業者）と比べると、11.6倍となっている。

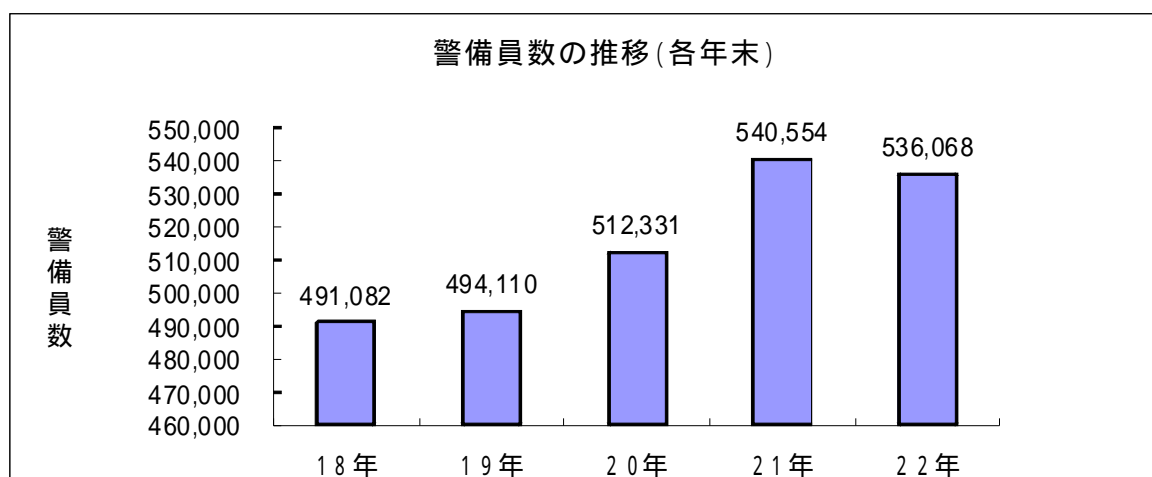


(2) 警備員の状況

ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、平成22年12月末現在、53万6,068人で、前年より、4,486人（0.8%）減少しており、警備業法施行当時（4万1,146人）と比べると13.0倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は43万3,194人で、前年より2,695人（0.6%）減少し、臨時警備員は10万2,874人で、前年より1,791人（1.7%）減少している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、19.2%であり、前年より0.2ポイント減少している。



雇用別警備員数の年別推移（各年末）

区分 \ 年次	18年	19年	20年	21年	22年
総数 (指数)	491,082 (100)	494,110 (101)	512,331 (104)	540,554 (110)	536,068 (109)
常用警備員 (指数)	391,834 (100)	398,072 (102)	414,234 (106)	435,889 (111)	433,194 (111)
臨時警備員 (指数)	99,248 (100)	96,038 (97)	98,097 (99)	104,665 (105)	102,874 (104)
臨時 — (％) 総数	20.2	19.4	19.1	19.4	19.2

イ 警備員の男女別・雇用別状況

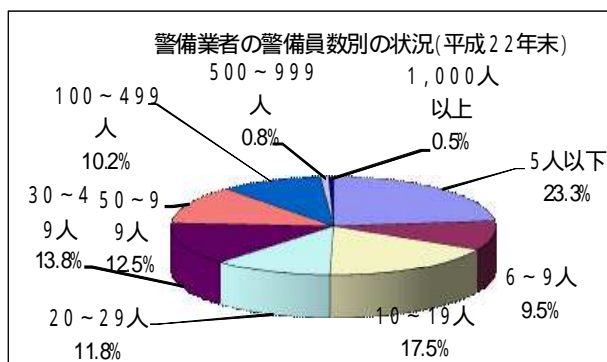
警備員のうち、女性の警備員は2万7,618人で、全警備員数の5.2%を占めている。

警備員の男女別・雇用別状況（平成22年末）

男女別 \ 区分	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合(%)
警備員総数	536,068	433,194	102,874	19.2
男性警備員	508,450	413,109	95,341	18.8
女性警備員	27,618	20,085	7,533	27.3
女性警備員の割合(%)	5.2	4.6	7.3	—

ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、警備員数100人未満の警備業者が7,973業者で、全体の88.5%を占めている。

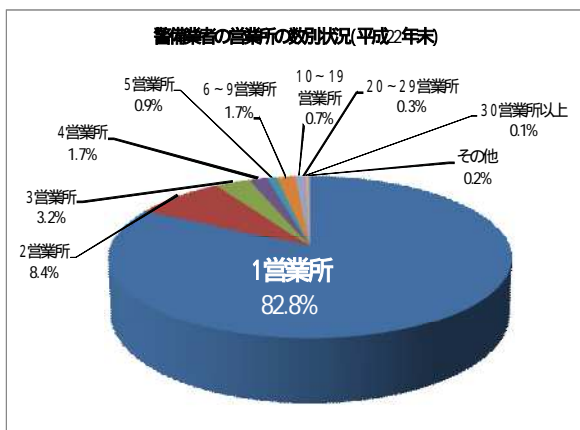


警備員数	警備業者数	構成比
5人以下	2,096	23.3%
6～9人	859	9.5%
10～19人	1,581	17.5%
20～29人	1,067	11.8%
30～49人	1,246	13.8%
50～99人	1,124	12.5%
100～499人	921	10.2%
500～999人	73	0.8%
1,000人以上	43	0.5%

(3) 警備業者の営業所の数別状況

平成22年12月末における全国の警備業者(9,010業者)が全国の都道府県に設けている営業所の総数は1万4,287営業所である。

警備業者の営業所数別状況では、主たる営業所のみ設けている警備業者は7,461業者で、全体の82.8%、営業所の数が5以下の警備業者は8,753業者で、全体の97.1%を占めている。



営業所数	警備業者数	構成比
1営業所	7,461	82.8%
2営業所	753	8.4%
3営業所	289	3.2%
4営業所	150	1.7%
5営業所	80	0.9%
6~9営業所	155	1.7%
10~19営業所	66	0.7%
20~29営業所	23	0.3%
30営業所以上	13	0.1%
その他	20	0.2%

注：営業所数の「その他」とは、廃業又は所在不明の業者である。

(4) 警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況

平成22年12月末現在、警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において警備業務を実施している状況をみると、警備業法第9条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者(9条前段業者)は延べ2,482業者で、前年に比べ26業者減少し、同条後段の規定による届出をして他の都道府県において警備業務を実施している警備業者(9条後段業者)は延べ3,839業者で、前年に比べ134業者増加している。

警備業者の他の都道府県における警備業務実施状況(平成22年末)

種別	業者数	前年比
4条業者	9,010	+12
9条前段業者	2,482	-26
9条後段業者	3,839	+134

注：4条業者とは、認定を取得した都道府県の区域内に主たる営業所を設けている警備業者をいう。

(5) 警備業務の区分ごとの警備業者の状況

警備業務の区分ごとの警備業者の状況は、下表のとおりである。

警備業務の区分ごとの警備業者の状況（平成22年末）

警備業者数等		警 備 業 者 数	構 成 比
区 分	数		
総 数		9,010	—
1号	施 設	5,644	62.6%
	巡 回	1,295	14.4%
	空 港 保 安	65	0.7%
	機 械	750	8.3%
	住宅を対象	523	5.8%
	住宅以外を対象	659	7.3%
	総 計	6,511	72.3%
2号	交 通 誘 導	5,780	64.2%
	雑 踏	3,011	33.4%
	総 計	6,309	70.0%
3号	貴重品運搬	540	6.0%
	現金輸送	460	5.1%
	現金輸送以外の貴重品運搬	232	2.6%
	核燃料物質等運搬	21	0.2%
	そ の 他	10	0.1%
	総 計	650	7.2%
4号	緊急通報サービス	132	1.5%
	緊急通報サービス以外	335	3.7%
	総 計	533	5.9%

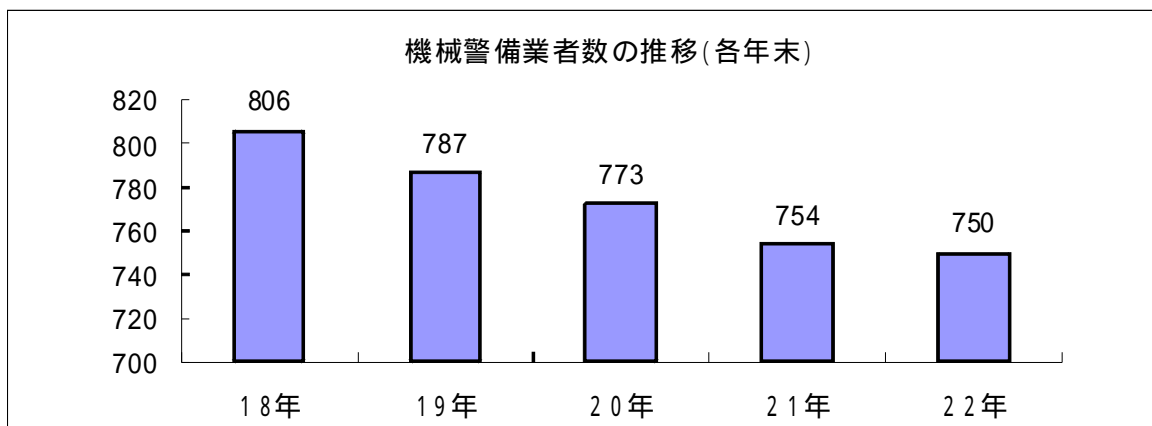
- 注1：警備業者が2以上の警備業務を実施している場合は、その警備業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）
- 2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。
- 4：表中の3号警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。
- 5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身边に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。
- 6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。
- 7：警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

(6) 機械警備業の状況

ア 概要

機械警備業者数は平成22年12月末現在、750業者で、前年より4業者(0.5%)減少している。

機械警備業務の対象施設数は257万9,866箇所、前年より10万9,404箇所(4.4%)増加している。



機械警備業者の基地局・対象施設数等の年別推移(各年末)

区 分	年 次	18年	19年	20年	21年	22年
	基地局数 (指数)		1,070 (100)	1,037 (97)	1,017 (95)	1,000 (93)
待機所数 (指数)		9,924 (100)	9,915 (100)	10,055 (101)	10,248 (103)	10,046 (101)
専従警備員数 (指数)		32,448 (100)	34,891 (108)	33,392 (103)	34,709 (107)	34,288 (106)
うち基地局勤務員数 (指数)		5,125 (100)	5,235 (102)	6,048 (118)	5,490 (107)	5,633 (110)
専用巡回車数 (指数)		15,260 (100)	15,476 (101)	15,409 (101)	14,707 (96)	14,180 (93)
対象施設数 (指数)		1,875,775 (100)	2,014,223 (107)	2,115,380 (113)	2,470,462 (132)	2,579,866 (138)

イ 機械警備業者 1 業者当たりの状況

機械警備業者 1 業者当たりの状況は、下表のとおりである。

機械警備業者 1 業者当たりの状況（平成 22 年末）

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	7 5 0	—
基 地 局 数	9 5 2	1 . 3
待 機 所 数	1 0 , 0 4 6	1 3 . 4
専 従 警 備 員 数	3 4 , 2 8 8	4 5 . 7
うち 基地局勤務員数	5 , 6 3 3	7 . 5
専 用 巡 回 車 数	1 4 , 1 8 0	1 8 . 9
機 械 警 備 業 務 対 象 施 設 数	2 , 5 7 9 , 8 6 6	3 4 3 9 . 8

ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去 5 年間における機械警備業者の即応体制の整備状況の推移は、下表のとおりである。

平成 22 年 1 2 月末の即応体制の整備状況をみると、1 業者当たりの対象施設数は 3 , 4 4 0 施設で、前年より 1 6 3 施設（5 . 0 %）増加、1 待機所当たりの対象施設数は 2 5 7 施設で、前年より 1 6 施設（6 . 6 %）増加、専従警備員 1 人当たりの対象施設数は 7 5 施設で、前年より 4 施設（5 . 6 %）増加、専用巡回車 1 台当たりの対象施設数は 1 8 2 施設で、前年より 1 4 施設（8 . 3 %）増加であった。

即応体制の整備状況の年別推移（各年末）

区 分 \ 年 次	1 8 年	1 9 年	2 0 年	2 1 年	2 2 年
1 業 者 当 たり の 対 象 施 設 数	2,327 (100)	2,559 (110)	2,737 (118)	3,277 (141)	3,440 (148)
1 待 機 所 当 たり の 対 象 施 設 数	189 (100)	203 (107)	210 (111)	241 (128)	257 (136)
専 従 警 備 員 1 人 当 たり の 対 象 施 設 数	58 (100)	58 (100)	63 (109)	71 (123)	75 (130)
専 用 巡 回 車 1 台 当 たり の 対 象 施 設 数	123 (100)	130 (106)	137 (112)	168 (137)	182 (148)

2 検定等の実施状況

(1) 検定合格証明書の交付状況

警備員等の検定制度は、平成16年改正警備業法施行により、都道府県公安委員会が学科試験及び実技試験を行う方法(直接検定)と登録講習機関の行う講習会の課程を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている。

改正後の検定合格証明書の交付状況は、1級検定が延べ1万8,470人、2級検定が延べ15万1,369人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、3.4%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、28.2%である。

検定合格証明書の交付状況(平成22年末)

種別	空港	施設	雑踏	交通	核燃料物質等	貴重品	計
1級検定取得者(累計)	3,358	4,150	2,869	4,866	109	3,118	18,470
平成22年中	352	699	2,166	332	16	212	3,777
2級検定取得者(累計)	5,844	33,364	19,889	66,803	444	25,025	151,369
平成22年中	780	3,826	5,844	8,136	42	2,091	20,719

注：平成16年改正警備業法施行で新しく規定された検定合格証明書の交付は、平成18年から実施している。

(2) 警備員指導教育責任者資格者証等の交付状況

ア 警備員指導教育責任者資格者証の交付状況

警備業務の区分ごとの警備員指導教育責任者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

警備員指導教育責任者資格者証の交付状況(平成22年末)

区 分	1号	2号	3号	4号	計
交 付 累 計 数	48,655	35,397	15,519	12,466	112,037
平 成 2 2 年 中	6,119	4,673	2,739	2,260	15,791

イ 機械警備業務管理者資格者証の交付状況

機械警備業務管理者資格者証の交付状況は、下表のとおりである。

機械警備業務管理者資格者証の交付状況(平成22年末)

種 別	件 数
交 付 累 計 数	20,945
平 成 2 2 年 中	523

3 その他

(1) 警備業法等違反検挙件数の年別推移

最近5年間における警備業法等違反検挙件数の状況は、下表のとおりである。

警備業法等違反検挙件数の年別推移（各年中）

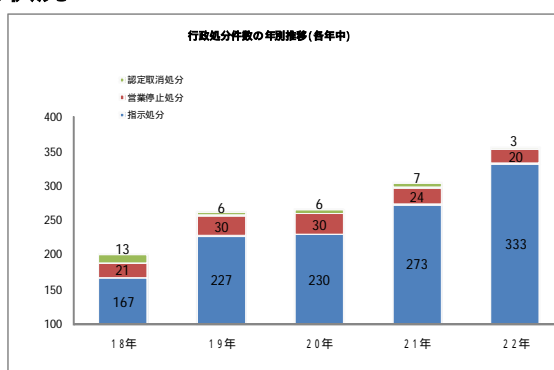
区分	18年	19年	20年	21年	22年
警備業者	24	25	23	18	13
警備業者以外	6	4	9	3	4
合計	30	29	32	21	17

注：警備業者による違反件数・検挙件数には、他法令違反を含む。

(2) 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、右図のとおりである。

平成22年中における警備業者に対する行政処分の実施状況をみると、指示が333件、営業停止が20件、認定の取消しが3件の総数356件であり、前年より52件（17.1%）増加した。



(3) 警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況

警備業者及び警備員の警察活動に対する協力に対し、平成22年中において警察署長等が表彰した件数は、下表のとおりである。

警備業者及び警備員の協力に対する表彰状況（平成22年中）

協力内容	区分	総数	警備業者	警備員	
				うち勤務中	
総数		81	8	73	66
通報	刑法犯	10	3	7	7
	特別法犯	3		3	1
検挙現場での協力	刑法犯	19	2	17	17
	特別法犯	13		13	16
私人の現行犯逮捕	刑法犯	15	1	14	13
	特別法犯	1		1	
その他		20	2	18	12

注：表中「その他」とは、犯罪の未然防止、保護、人命救助等によるもの。

(4) 売上高

売上高の総額は、平成22年末に社団法人全国警備業協会が8,157業者を対象に調査したところによると、3兆1,304億2,269万円であった。

